

令和6年度第2回愛媛県私立学校審議会の開催結果について

令和7年3月17日（月曜日）に標記審議会（会長 竹本公三）を愛媛県水産会館において開催し、別紙のとおり諮問のあった2件について審議がなされ、認可及び改正することが適当であるとされました。

<問合せ先(審議会事務局)>

愛媛県 総務部 総務管理局 私学文書課 私学・公益法人係

☎ 089-912-2221 FAX 089-912-2219 ✉ shigaku@pref.ehime.lg.jp 担当：長野

愛媛県私立学校審議会への諮問概要

1 高等学校の広域通信制の課程に係る学則変更認可[公開]

今治精華高等学校

- (1) 学校設置者 学校法人今治精華学園 理事長 森 一男
- (2) 学校所在地 今治市中日吉町2丁目1-34
- (3) 内 容 不登校経験者を中心に義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るため、教育課程に学校設定教科・科目として「教養（選択科目）」を追加
- (4) 変更時期 令和7年4月1日

2 学校法人の行うことができる収益事業の種類の一部改正[公開]

統計法に規定する統計基準である日本標準産業分類及び私立学校法が改正されたことに伴い、「学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことができる収益事業の種類（平成21年4月7日告示第496号）」に係る規定の整備